

「いばらき自転車ネットワーク自転車通行環境整備ガイドライン」 一部改定(案)について

資料4

- 「いばらき自転車ネットワーク自転車走行環境整備ガイドライン」とは、いばらき自転車ネットワークを構成している県全域を対象に、路線におけるサインや標識等の整備、危険箇所対策等を迅速かつ円滑に推進するため、サイクリング環境整備の方針を示すものであり、茨城自転車活用推進計画に位置付けた施策の実現に当たり、具体的な整備に関わる基本的な考え方や仕様等を定め、各事業者・実施主体おサイクリング環境整備の方針を示したもの。
- 令和6年6月に国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」が改定となったため、改定内容を精査し、令和7年度中に本県のガイドラインに改定内容を反映する。

＜安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改定経緯＞

自転車活用推進法及び第二次自転車活用推進計画(閣議決定)を踏まえて、車道通行を原則とした自転車ネットワークの形成を一層推進するため、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを改定

＜安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン改定概要＞

1. 自転車活用推進法及び自転車活用推進計画の反映
2. 質の高い自転車通行空間の整備促進
3. 自転車専用通行帯における路上駐車対策の強化
4. 利用ルールの徹底
5. 新技術やデータの活用の促進